

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する 傷病手当金の支給について

1 経緯

国の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うとの記載が盛り込まれた。

当該決定を受け、厚生労働省より、国内の感染拡大防止の観点から新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対して、傷病手当金の支給実施について検討するよう通知（令和2年3月10日付け事務連絡）があった。

本区においても、国民健康保険被保険者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対し、傷病手当金の支給を実施するものである。

2 傷病手当金の概要

(1) 対象者

文京区国民健康保険被保険者のうち給与等¹の支払いを受けている被用者かつ、新型コロナウイルス感染症²に感染した者、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる者

(2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数

(3) 支給額

1日当たりの支給額×支給対象となる日数

※ 1日当たりの支給額＝（直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数）×（2/3）

※ 1日当たりの支給額の上限は、標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の1/30に相当する金額の2/3に相当する金額（令和2年3月現在、日額30,887円）

(4) 適用期間

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で、療養のため労務に服することができない期間。

ただし、入院が継続する場合等は、健康保険と同様、最長1年6月まで。

¹ 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。

² 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

(5) 傷病手当金と給与等の調整

ア 給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。

ただし、受けることができる給与等の額が、傷病手当金として支給される額より少ないときは、その差額を支給する。

イ 給与等の全部又は一部を受けることができる者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けることができるはずであった給与等につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。

ただし、アのただし書により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給から控除する。

ウ イにより区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

3 財政支援

令和2年度の特別調整交付金により、国が支給額を補填することを予定している。

4 その他

東京都後期高齢者医療広域連合においても、同様の傷病手当金の支給を予定している。